

「X線透視撮影装置」事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	令和元年（行ケ）第10159号 判決日：令和3年4月15日 担当部：知的財産高等裁判所第4部
判決	請求認容（審決取消）
参照条文	特許法第29条第2項
キーワード	進歩性

1. 事案の概要

本願（特願2014-220371）は、拒絶査定不服審判において、引用文献1に記載された発明（以下、引用発明）及び引用文献2に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、請求項に係る発明が特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないとして、請求不成立（拒絶）の審決がなされた。

審決取消訴訟においては、引用文献1には本願発明の課題についての記載や示唆もなく、また、仮に引用発明についてそのような課題の存在を認識したとしても、本件審決が認定した副引用例である引用文献2の技術事項の認定に誤りがあり、引用文献2から認定される技術事項を前提とすれば、相違点の構成に想到するものではないと判断され、審決が取り消された（請求認容）。

※ 以下、下線等の強調は筆者が付したものである。

2. 本件発明の内容

2.1 本願明細書

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

このようなX線透視撮影装置においては、モニタ台車は手術等の治療を実行する医師と対向する位置に配置される。そして、治療時においては、オペレータにより、C型アームを移動させる等の操作が実行される。このC型アームの移動時において、特許文献1に記載されたようにX線透視撮影装置の本体における表示部と、モニタ台車における表示部とを備えたX線透視撮影装置を使用する場合においては、オペレータは、本体の表示部に表示されたX線画像を確認することにより、C型アームの位置決めを行っている。

【0007】

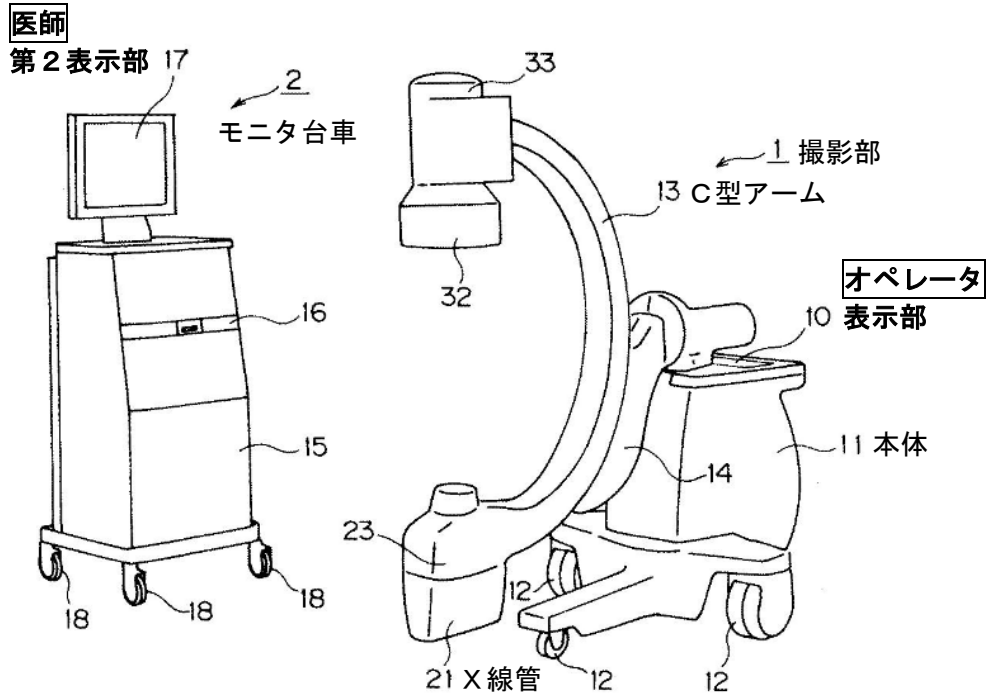
…本体における表示部には、医師と対向配置されたモニタ台車に表示されるX線画像と同一のX線画像が表示される。このため、本体における表示部に表示されるX線画像の向きと被検者の向きとは、一般的に異なっている。従って、オペレータが本体における表示部に表示されたX線画像を確認しながらC型アームの位置決めを行うことは困難であり、高度の熟練を要するという問題がある。…

【0008】

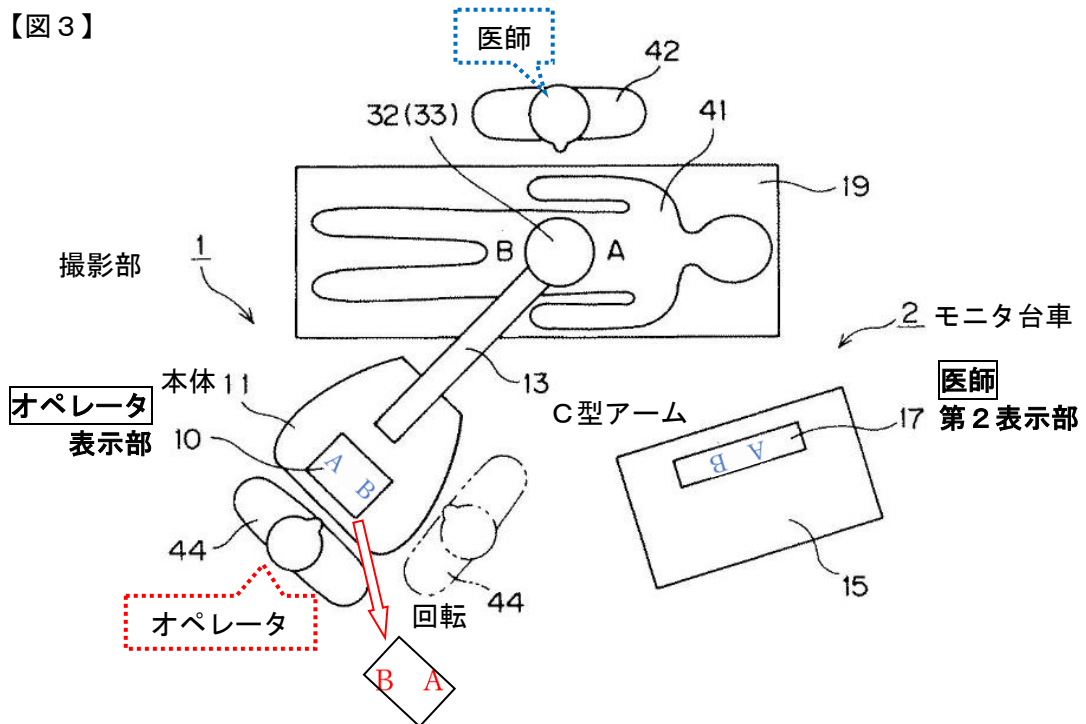
この発明は上記課題を解決するためになされたものであり、本体の表示部に表示されるX線画像のみを回転させることにより、本体の表示部に表示されるX線画像の向きをオペレータに適した方向とすることが可能となり、C型アームの位置決め等を容易に実行することが可能なX線透視撮影装置を提供することを目的とする。

2. 2 本願図面

【図1】



【図3】



2. 3 本願特許請求の範囲

【請求項1】

X線管と、
前記X線管から照射され被検者を通過したX線を検出するX線検出部と、
前記X線管と前記X線検出部とを支持するアームと、
移動機構を備え、前記アームを支持する本体と、前記本体に配設され前記X線検出部により検出したX線に基づいてX線画像を表示する表示部と、
前記X線検出部により検出したX線に基づいてX線画像を表示する前記表示部とは異なる第2表示部を備えたモニタ台車と、
を備えたX線透視撮影装置において、
前記表示部と前記第2表示部には、手術中に透視された同一のX線画像が表示され、
前記X線画像のうち、前記表示部に表示されるX線画像のみを回転させる画像回転機構を備えるX線透視撮影装置。

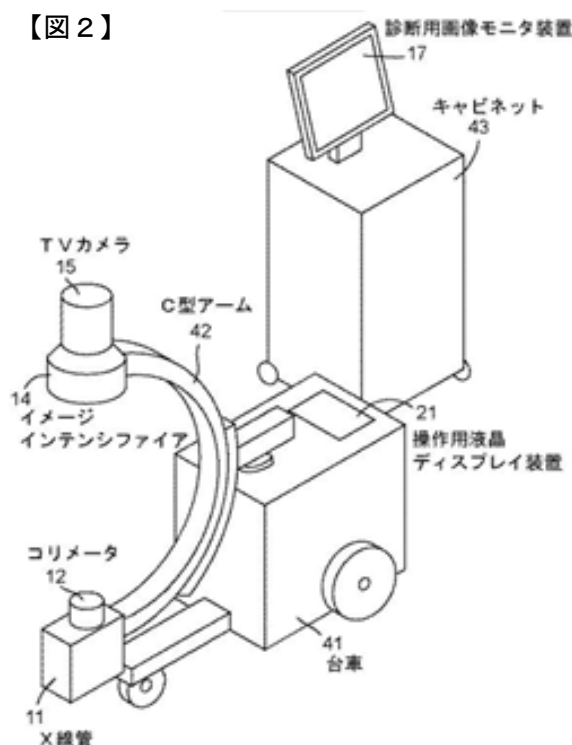
(上記下線は、審判において、引用発明において特定されないと判断された点である。)

3. 審判の概要

3. 1 引用文献1 (特開2006-122448号) に記載された発明 (引用発明)

(相違点)

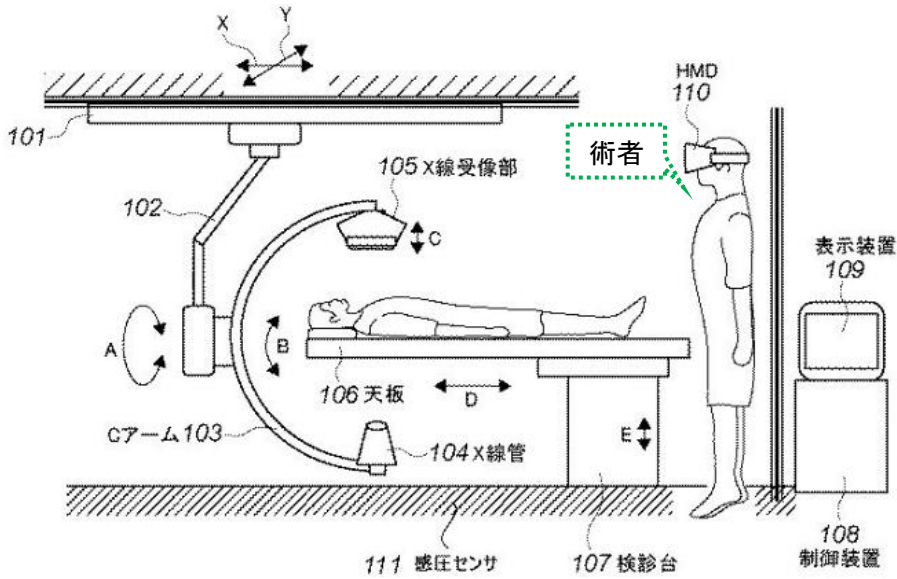
【図2】



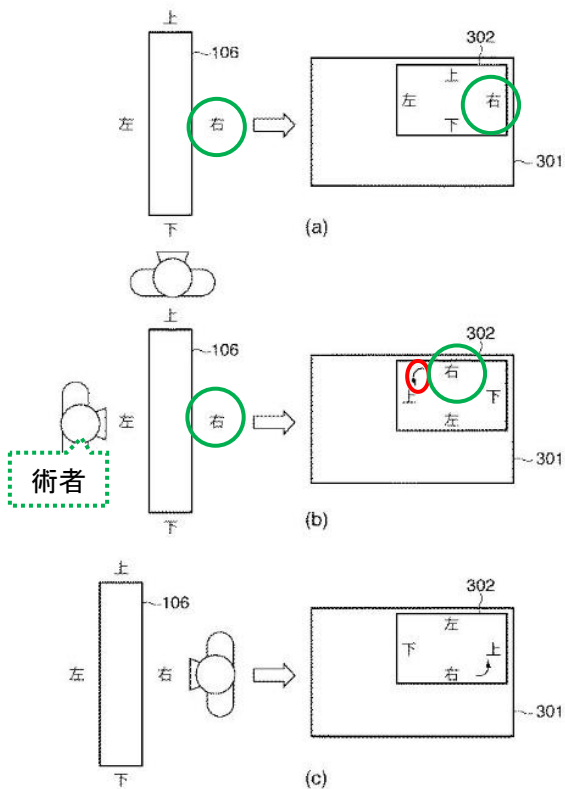
本願発明は、「前記X線画像のうち、前記表示部に表示されるX線画像のみを回転させる画像回転機構を備え」ているのに対し、引用発明は、そのような特定がない点。

3. 2 引用文献2 (特開2009-022602号) に記載された事項

【図1】



【図14】



筆者追記)

引用文献2に記載の装置は、オペレータを介さず、術者一人で操作できるよう、術者がHMD（ヘッドマウントディスプレイ）を装着して、術者の床面上の位置情報に基づきHMDの画像表示部に表示されるX線画像の回転処理を行う。

引用文献2には、「術者の位置情報に基づいてX線画像302の回転処理を行」い「このような処理により、術者によるX線画像と実際の患者の患部の位置把握が容易となる」技術事項が記載されている。この技術事項において、「術者」は、「X線画像」を見ている者であるから、引用文献2には、「X線画像を見る者によるX線画像と実際の患者の患

部の位置把握を容易にするために、X線画像を見る者の位置情報に基づいてX線画像302の回転処理を行う」という技術事項（以下「技術事項2」という。）が記載されているといえる。

3.3 審決

上記技術事項2を、引用発明の「操作作用液晶ディスプレイ装置21」に表示された「X線透視像」のみに適用し、本願発明のごとく構成することは、当業者が容易に想到できたことである。

4 判決の概要

第4 当裁判所の判断

2 引用例の記載事項について

(2)ア…引用文献2には、「HMDを装着し操作者を兼ねた術者が見るHMDの画像表示部に表示されるX線画像と実際の患者の患部の位置把握を容易にするために、上記術者の床面上の位置情報に基づいて上記X線画像の回転処理を行う」との技術事項（以下「技術事項2'」という。）が記載されているものと認められるべきである。本件審決は、回転処理されるX線の画像は術者が装着したHMDの画像であること、操作者を兼ねた術者の位置情報が床面（センサ）からのものであるという構成を捨象して、「X線画像を見る者によるX線画像と実際の患者の位置把握を容易にするために、X線画像を見る者の位置情報に基づいてX線画像302の回転処理を行う」という技術事項（技術事項2）を認定したものであり、技術事項の範囲を不当に抽象化、拡大化するものといえ、誤りである。

3 取消事由（容易想到性の判断の誤り）について

(1)ア…引用発明は、あくまで、医師等が観察して診断を行う診断用画像モニタ装置とは別に、X線被曝を避けるために、X線曝射しない状態で操作ができ、画像を操作者の手元で表示することができるX線映像装置を提供することを目的とするものであって、こうした技術的意義を有する引用発明において、引用文献1には、操作者が医師等の術者が被検者を見る方向と異なる方向から被検者を見ることにより、操作者が被検者を見る方向と操作作用画像表示装置に表示される患部の方向とが一致しないという課題（課題B2）があるといった記載や示唆は一切ない。

…しかし、当業者であれば、課題B2の存在を当然に理解するという点については、これを裏付けるに足りる証拠の提出はなく、むしろ、原告が主張するように、術者と操作者との力関係や役割の違いに照らせば、操作者は、従前は、このような課題を具体的に意識することもなく、術者の指示に基づきその所望する方向に画像を調整することに注力していたものであるのに対して、本願発明は、その操作者の便宜に着目して、操作者

の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。

…(2)また、仮に、引用発明について、前記課題B 2の存在を認識し、異なる方向から被検者に対向する操作者が見る操作用液晶ディスプレイ2 1の画像の向きを、操作者が被検者を見る向き（視認方向）に一致させるという課題を把握して、操作用液晶ディスプレイ装置2 1に表示されるX線画像のみを回転させるという相違点の構成とする動機づけがあると仮定しても、前記2(2)のとおり、技術事項2’の構成は、…引用発明の具体的な構成と大きく異なるものであるから、引用発明と引用文献2に記載されたX線装置は同一の技術分野に属し、X線画像を表示する装置を有する点で共通するとしても、HMDに表示されるX線画像の回転処理が行われるという技術事項のみを抽出して引用発明に適用する動機づけがあるとはいえない。さらに、技術事項2’は、操作者を兼ねた術者が装着したHMDに表示されるX線透視像を床面の位置情報に基づいて回転させるという構成を有するものであるから、こうした構成を無視して、表示されたX線画像のみを回転させるという技術事項のみを適用し、本願発明の相違点の構成に想到するとはいえない。

(3) 以上によれば、本願発明と引用発明との相違点は、本願発明は「前記X線画像のうち、前記表示部に表示されるX線画像のみを回転させる画像回転機構を備え」ているのに対し、引用発明は、そのような特定がない点に尽きるが（本願発明における画像回転機構自体については目新しいものとはいえない。）、引用文献1には、…という課題（課題B 2）について記載も示唆もなく、…また、本件審決の技術事項2の認定に誤りがあり、引用文献2に記載された事項（技術事項2’）から引用発明との相違点の構成に想到するともいえないから、結局のところ、本願発明は、引用発明及び引用文献2に記載された技術事項2’に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものとはいえず、これと異なる本件審決の判断は、その余の点につき判断するまでもなく、誤りである。

5. コメント

判決は、術者と異なる操作者の問題を指摘した本願発明の独自の観点に照らして、以下のように本願発明の課題の新しさを強調していると思われます。

(1) 課題B 2の欠如（引用発明）及び課題B 2の新しさ（本願発明）

「引用文献1には、『操作者が医師等の術者が被検者を見る方向と異なる方向から被検者を見ることにより、操作者が被検者を見る方向と操作用画像表示装置に表示される患部の方向とが一致しないという課題』（課題B 2）があるといった記載や示唆は一切ない。」とした。

これについて、被告である特許庁は、「術者と助手とが向かい合って手術する時のように…（乙3：特開2002-272760号公報）」、「術者Aと術者Bが…手技を行う場合において…（乙4：特開平7-265264号公報）」を提出して、「手術中に被検者の

患部を表示する画像表示装置において、異なる方向から被検者に対向する場合、各々が見る画像表示装置の画像の向きを各々の被検者を見る向き（視認方向）に一致させるという課題は、本願の出願日当時、当業者にとって周知であった」と主張している。

これに対し、裁判所は、「術者と操作者との力関係や役割の違いに照らせば、操作者は、従前は、このような課題を具体的に意識することもなく、術者の指示に基づきその所望する方向に画像を調整することに注力していたものである」という原告の主張を取り上げつつ、その操作者の便宜に着目して操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たな課題として、本願発明が取り上げたことに意義があると評価した。

さらに、「乙3、4の各文献に記載された課題は、あくまで術者と助手又は術者と術者がそれぞれ異なるモニタを見ることによって生じる課題を指摘するにとどまり、術者とは異なる操作者が操作を行うという引用発明の場合において、操作者の便宜のために、操作者が見る患部の向きの方向と、操作者が見る操作用液晶ディスプレイの患部の向きとを一致させるという課題を示唆するものとはいえないから、当業者がこのような課題を当然に把握するともいえない。」とした。

一方で、本判決は、引用発明について課題B2の存在を認識できたとしても、以下のような技術事項の認定の誤りに基づくことで、引用発明及び引用文献2に基づく容易想到性を否定できるとしています。

（2）技術事項の認定誤り（引用文献2）

① 審決

引用文献2には、「X線画像を見る者によるX線画像と実際の患者の患部の位置把握を容易にするために、X線画像を見る者の位置情報に基づいてX線画像302の回転処理を行う」という「技術事項2」が記載されている。

② 判決

引用文献2には、「HMDを装着し操作者を兼ねた術者が見るHMDの画像表示部に表示されるX線画像と実際の患者の患部の位置把握を容易にするために、上記術者の床面上の位置情報に基づいて上記X線画像の回転処理を行う」という「技術事項2'」が記載されている。

判決において、①は以下を捨象し、技術事項の範囲を不当に抽象化、拡大化するものであるとした。

- a) 回転処理されるX線の画像は術者が装着したHMDの画像であること
- b) 操作者を兼ねた術者の位置情報が床面（センサ）からのものであるという構成

以上